

第 55 回産業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 28 年 5 月 16 日 (月) 16:00~18:17
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - (部 会 長) 川崎 茂
 - (委 員) 西郷 浩
 - (専 門 委 員) 岸本 淳平、小針 美和、納口 るり子
 - (審議協力者) 前田 浩史 (一般社団法人 J ミルク専務理事)、財務省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県
 - (調査実施者) 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室：成瀬室長
ほか
農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱課長ほか
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：齋藤管理官補佐
 - (事 務 局) 総務省：横山大臣官房審議官
総務省統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 「牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査の変更について」

5 議事録

○川崎部会長 それでは、皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。これから第 55 回産業統計部会を開催します。どうぞよろしく申し上げます。私、部会長を務めます川崎と申します。どうぞよろしく申し上げます。

今日は、4 月 26 日に開催されました第 97 回統計委員会におきまして総務大臣から諮問されました牛乳乳製品統計調査、それから、農業経営統計調査の変更につきまして審議をお願いします。案件が 2 件ありますし、また、それぞれ一定の時間が必要かと思っておりますので、4 回程度の審議をお願いしようと考えております。

審議をお願いします委員及び専門委員の方々には、お手元の名簿を御覧いただき、その順に皆様から一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思っております。それから、委員の方々は、河井委員と西郷委員、お二方いらっしゃいますが、今日は河井委員が所用によりご欠席と伺っております。

それでは、まず、西郷委員からお願いします。

○西郷委員 早稲田大学の西郷と申します。よろしく申し上げます。

○川崎部会長 それから、続きまして、専門委員の皆様、順にお願いしたいと思います。岸本委員、お願いします。

○岸本専門委員 日本農業法人協会の岸本と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○川崎部会長 次に、小針委員、お願いします。

○小針専門委員 農林中金総合研究所で研究員を務めております小針と申します。よろしく
お願いします。

○納口専門委員 筑波大学生命環境系の納口と申します。よろしくお願いします。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それから、本日は審議協力者として、一般社団法人Jミルクの前田専務理事、関係
府省、それから、千葉県及び静岡県からもご参加いただいております。座席の順に一言ず
つ自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、前田専務理事、お願いします。

○前田Jミルク専務理事 前田です。よろしくお願いします。

○川崎部会長 では、こちらの順番にお願いします。

○田中財務省大臣官房総合政策課調査統計官 財務省の田中です。よろしくお願いします。

○松本農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室調整第1係長 農林水産省の松本です。
よろしくお願いします。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 経済産業省の荒川です。よろ
しくお願いします。

○内田国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐 国土交通省、内田です。よろしくお願
いします。

○金森千葉県農林水産部農林水産政策課副主査 千葉県の金森です。よろしくお願いします。
す。

○宮崎静岡県政策企画部情報統計局統計調査課長 静岡県の宮崎と申します。よろしくお
願いします。

○川崎部会長 続きまして事務局と調査実施者からもそれぞれ自己紹介をお願いします。
では、まず、事務局として統計委員会担当室の方からお願いします。

○横山総務省大臣官房審議官 統計委員会担当室の横山と申します。よろしくお願いします。
す。

○山澤総務省統計委員会担当室長 統計委員会担当室の山澤と申します。よろしくお願
いします。

○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官 同じく統計委員会担当室の吉野です。よ
ろしくお願いします。

○谷輪総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 総務省政策統括官室の谷輪と申します。よろしくお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 同じく佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 同じく小日向と申します。よろしくお願いいたします。

○安達総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 同じく安達と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○川崎部会長 それでは、最後になりましたが、農林水産省の担当の方々からもお願いします。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 農水省の統計部消費統計室長、成瀬です。よろしくお願いいたします。

○櫻井農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室課長補佐 同じく課長補佐の櫻井といいます。よろしくお願いいたします。

○金澤農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室係長 同じく金澤と申します。よろしくお願いいたします。

○齋藤農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室管理官補佐 齋藤です。よろしくお願いいたします。

○川崎部会長 どうもありがとうございました。それでは、皆様、是非活発な意見を頂きたいと思います。

それから、審議に入ります前に今日の予定を最初に申し上げますが、本日の部会は一応、18 時までを予定しております。できるだけ時間を超過しないように努めてまいります。万が一、超過した場合には、予定がおありの委員、専門委員、あるいは審議協力者の皆様は適宜退席いただいて結構ですので、その前提でよろしくお願いいたします。

それから、この後の審議の進め方については、統計法に基づきまして基幹統計調査の計画を承認する際の基準が定められておりまして、これについては総務省政策統括官室がその基準に即して状況や論点などを整理していただいております。これは資料4-1の方に審査メモとして示されております。これをベースに審議いただきたいということです。

それから、2つの案件のうちの牛乳乳製品統計調査の方につきましては、平成26年3月に閣議決定されました、いわゆる第Ⅱ期の基本計画におきまして、未諮問基幹統計とされ

ています。要するに、これまで統計委員会に長らく諮問されていなかった基幹統計であることから、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認するということになっております。

このため、今回、牛乳乳製品統計調査につきましては、この観点についても併せて整理をしていただきます。今日のところは恐らく牛乳乳製品統計調査をできるだけカバーさせていただいて、時間に余裕があれば農業経営統計調査の方の前段ぐらいまで入れればと考えております。ということで、これからの審議、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、本日の配布資料、また、今後の審議スケジュール等について、事務局から説明をお願いしたいと思います。では、お願いします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、議事次第を御覧いただきながら、配布資料のご確認をお願いしたいと思います。本日の配布資料につきましては、資料1及び資料2ということで統計委員会諮問資料、それから、資料3として統計委員会諮問資料の参考。審議関連資料ということで、資料4-1で事務局である統計審査官室で作成しました審査メモ、資料4-2で審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答。その他ということで、資料5-1で部会構成員の名簿、資料5-2で本部会の開催日程をお配りしております。

これ以外に本日、A4横で席上配布資料という形で2枚ほどお配りしております。1つは配布資料1ということで、牛乳乳製品統計調査における鉱工業生産指数使用データの公表値と18日報告値での集計結果との比較という資料。それから、配布資料2ということで集計様式と公表統計表の相違点という形の2枚をお配りしております。こちらにつきましては、部会終了後に回収いたしますので、退出時には机の上に置いたまま退出いただきたいと思っております。ここまでの資料につきまして、過不足等ありましたら事務局までお知らせください。

それでは、全体の審議スケジュールにつきまして、資料5-2を御覧下さい。本日を含めまして、計4回の部会審議を予定しております。1回目となる本日の部会では、事務局から諮問の概要を説明した後、審査メモに沿って審議を行うこととしております。それから、5月30日に開催する2回目以降の部会においては、始めに前部会での宿題事項があれば、それに対する調査実施者の回答を踏まえて改めて審議いただいた後、審査メモに沿って、残りの論点について審議の続きを行うこととしております。6月20日の3回目の部会でおおむね審議を終了し、7月4日に予定しております4回目の部会では答申案の取り

まとめを行う予定としております。また、6月30日に開催予定の統計委員会におきましては、3回目までの部会審議の結果を中間報告という形で部会長から統計委員会にご報告いただくこととし、委員会の場で各委員から指摘事項などがあれば、4回目の部会でその指摘事項について審議いただくという形にしております。

なお、審議の状況を踏まえまして、4回目の部会で審議が終了しなければ、大変恐縮ではありますが、あらかじめ予備日として設定しております7月11日に第5回目の部会を開催させていただき、これらの部会審議を経た上で7月下旬に開催予定の統計委員会に答申案をお諮りし、答申をいただきたいと考えております。

部会での審議の進め方としましては、最初に事務局から審査メモの審査状況や論点について説明し、その後、調査実施者から補足説明、論点に対する回答について説明等していただき、それを受けて皆様方に審議いただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上になります。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、以上のような前提に基づきまして、早速審議に入らせていただきたいと思っております。まず、最初に諮問の概要について説明をお願いしたいと思います。これは政策統括官室の統計審査官室の方から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、資料3の諮問の概要を御覧いただければと思います。表紙をめくっていただきまして1ページの牛乳乳製品統計調査の概要についてです。本調査、牛乳及び乳製品に関する実態を明らかにすることを目的としておりまして、調査の沿革のところですが、昭和25年に畜産物調査として開始されて以降、必要なデータの整備を図るため、随時見直しが行われまして現在に至っております。

その下の調査範囲及び報告者数のところですが、この調査、牛乳処理場や乳製品工場などを対象としておりまして、年次調査である基礎調査は全数調査ということで約600を、月別調査は標本調査で約370を対象に実施しております。右側の方の調査票及び調査事項についてですが、この調査票のうち、基礎調査票では生乳の用途別の処理内訳や牛乳等の生産量、乳製品の生産量、年末在庫量などを調査しております。月別調査票ではおおむねこれらの事項について月末現在の状況を把握しております。調査組織ですが、本調査は民間事業者に委託して実施しておりまして、また、その調査結果は基礎調査が調査対象年翌年の3月、月別調査が調査対象月翌月の25日までに概要を公表しております。

次に、牛乳乳製品統計の利活用です。まず、2ページを御覧いただければと思います。

ここでは生乳の需要と供給、乳製品の在庫量の状況をグラフで示しておりますが、こういったデータが加工原料乳に係る生産者補給金制度や指定乳製品の輸入・調整保管などの関係で利用されております。

恐れ入りますが、3ページを御覧いただければと思います。乳製品の地域別の需要の長期見通し、目標生産量の設定に当たりまして、生乳生産量等のデータが利用されております。それから、国民経済計算や鉱工業指数といった加工統計の作成にも利用されております。

続きまして、4ページを御覧いただければと思います。農業経営統計調査の調査の概要について説明します。こちらは農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにすることを目的としております。調査の沿革ですが、昭和24年から実施された2つの調査を統合いたしまして、平成7年から本調査として実施されております。その後、調査体系の整備等が行われまして現在に至っております。次に、調査範囲及び報告者数ですが、個別経営体は約4,500、組織経営体は約580を対象に実施しております。

右側の調査票及び調査事項についてですが、本調査は現金出納帳、作業日誌及び経営台帳の3種類の調査票から構成されておまして、経営統計や生産費統計を作成する上で必要な事項を地方農政局等を経由して調査しております。そして、調査結果としましては、営農類型別に経営全体の収支を示す経営統計と生産物の一定の単位、例えばお米であれば10アール当たりの生産費を示す生産費統計が公表されております。

5ページ、6ページでは利活用状況について整理しております。5ページを御覧いただければと思います。まず、営農類型別統計です。個別経営体の所得の推移や営農類型別の所得の状況をグラフで示しております。こういったデータが農業経営体に対する所得政策の策定、あるいは評価等に利用されております。次に6ページを御覧いただければと思います。畜産物生産費統計についてです。ここでは北海道と都府県の生乳100キログラム当たりの生産費の推移を示したグラフを示しておりますが、こういったデータが行政価格算定に利用されております。

1ページ飛ばしまして、恐れ入りますが、8ページから牛乳乳製品統計調査の変更事項について整理しております。平成27年10月に大筋合意に至った、いわゆるTPP協定におきまして、ホエイについてその用途がパンや菓子などの原料として使用されている脱脂粉乳と競合するため、セーフガード措置等を講ずることで合意となりました。下の枠の中の2つ目のところですが、ただしということで、脱脂粉乳が国内で不足している。または

脱脂粉乳の国内需要が低下していないと認められる場合には、セーフガードを適用しないとされており、

恐れ入りますが、9ページを御覧願います。ホエイの関税が年々下がっていく中で、一定の数量を超えると発動するセーフガードの数量が引き上げられるような形となっております。こうした中で、セーフガードを適用するか否かの判断を行う上で必要なデータを整備するため、脱脂粉乳、ホエイパウダーに関するデータを把握することとしております。

具体的には10ページを御覧いただければと思います。乳製品の生産量では、新たにホエイパウダーの生産量について、たんぱく質の含有量別に把握いたします。また、乳製品の在庫量では、これまで脱脂粉乳は国産・輸入一括で把握していたものを分けて把握いたします。また、ホエイパウダーは国産・輸入別、更に、たんぱく質の含有量別に把握いたします。なお、先ほども部会長から説明がありましたように、この牛乳乳製品統計につきまして、いわゆる未諮問基幹統計ですので、その重要性や必要性などにつきましても本部会で確認いただくこととしております。

続きまして、11ページからは農業経営統計調査の変更事項について整理しております。最初は標本設計の変更についてです。2015年農林業センサス等の情報が活用可能となったことを踏まえまして、新たな母集団名簿情報を活用した標本設計を行うとともに、個別経営体に係る統計の規模階層区分の細分化等、標本設計の見直しを行うとするものです。

次に、12ページを御覧いただければと思います。調査対象範囲の変更についてです。変更する背景や理由として3点ありまして、1点目が組織経営体の法人化の進展に伴いまして、組織法人経営体数が増加し、任意組織経営体数が減少していること。2点目が平成27年6月に閣議決定された日本再興戦略におきまして、今後10年間で担い手の米の生産コストを現状の全国平均比4割削減するといったことが成果目標として掲げられるなど、組織法人経営体における農産物の生産費を把握する必要性が高まっていること。そして、3点目が任意組織経営体に係る統計ニーズが相対的に低下していることです。変更内容としましては、組織法人経営体を対象とする新たな調査票を設ける一方、任意組織経営体、現在は集落営農による水田作のみを対象としておりますが、これを対象とする調査票を廃止することです。

次に、13ページを御覧いただければと思います。調査事項の変更についてです。米の生産コストの分析に資するため、米の生産費に係る調査事項としまして、個別経営体を対象とし、ほ場間の距離、団地への平均距離や移植・直まき別作付面積を新たに把握します。

なお、これらにつきましては、組織法人経営体においても把握することとしております。

最後に、14 ページを御覧いただければと思います。法人企業統計など他の企業統計との比較に資するため、組織法人経営体を対象とする調査票におきまして、事業外収支を営業外収支、特別損益に分割したり、役員報酬、役員、あるいは常用雇用者等の項目を追加するといった変更を行うこととしております。

私からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、これまでの説明に関して、総論的なことで発言や質問があれば、お受けしたいと思います。詳細な議論につきましては、この後、審査メモ、それに対する調査実施者の説明を踏まえて議論したいと思いますが、とりあえず今の段階で若干の基本的なことについてのお尋ねがあればと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特段ないようですので、このまま引き続きまして個別論点についての審議に進ませていただきたいと思っております。それでは、審議としましては、順番にまず牛乳乳製品統計調査の方から入っていきたいと思っております。牛乳乳製品統計調査の中でも論点が大きく2つに分かれますが、1つは未諮問基幹統計としての確認ということと、2つ目が牛乳乳製品統計調査自体の変更ということです。これは順番に審査メモの論点について説明いただき、それについての農林水産省からの回答をいただいた上で議論に入りたいと思っております。

それでは、早速ですが、まず政策統括官室から論点について、審査メモに沿ってお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、資料4-1の1ページですが、最初に1の未諮問基幹統計としての確認事項について説明いたします。1ページから3ページにかけて整理しております。まず、未諮問基幹統計としての確認についてです。いわゆる第Ⅱ期基本計画におきまして、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、先ほども部会長から説明がありましたが、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認することとされております。本調査は平成18年8月に旧統計法下における統計審議会答申以降、これまで統計委員会に諮問されておらず、調査計画の内容が社会経済情勢の変化や統計ニーズに的確に対応したものとなっているか確認する必要があります。このため、本調査につきましては、今回の部会審議の機会を捉えて、未諮問基幹統計の確認に対する基本方針に基づきまして、確認を行うこととしております。

なお、取組方針につきましては、クリップを外していただきまして、31 ページに「未諮問基幹統計の確認の視点」ということで資料を用意しております。まず、(1) の公的統計の品質評価の要素、下の方に (2) としまして基幹統計の法定要件、こういった2つの視点から確認を行うこととされているところです。

恐れ入りますが、また1 ページの方にお戻りいただきまして、確認事項としまして、8つの事項を整理しております。1 点目ですが、本調査の行政施策上、あるいは行政施策以外での利活用状況はどうなっているのか。さらに、本調査結果の更なる有効活用が図られるような取り組みを行っているか。2 点目としまして、本調査のうち、毎年実施する基礎調査は全数調査、毎月実施する月別調査は標本調査として実施している中で、調査内容、利活用状況、費用対効果等の観点から、両調査の役割分担はどのような考えで整理されているのか。また、当該整理は適切か。

2 ページの方に移りまして3 点目です。基礎調査及び月別調査の両調査の対象となっている報告者は重複して報告する調査事項がありますが、同一の報告者を対象として両調査を実施する必要性は何か。報告者負担の軽減等の観点から、何らかの措置を講じているのか。4 点目です。年間生産量については、月別調査の各月の合計と基礎調査の結果の2つの異なる値が出てくることになりましたが、両者の関係について説明いただきたい。5 点目です。本調査は平成19年調査から調査対象の範囲、調査方法、調査事項等について変更し、調査体系の見直しを行って実施してきております。これについて、調査の効率的な実施や報告者負担の軽減の観点から、どのように評価しているのか。特に月別調査の対象である牛乳処理場につきましては、統廃合等の動きがある中で、現行の牛乳処理場の抽出方法を見直す必要はないのか。また、牛乳製品に関する統計情報として、本調査以外に関連する行政記録はないのか。

6 点目です。本調査は民間事業者に調査業務を委託して実施していることについて、以下について説明いただきたい。①としまして、民間事業者にはどのような業務を委託しているのか。調査結果の精度の確保・向上を図るために民間事業者に対してどのようなことを求めているのか。民間事業者による調査業務について、調査の効率的実施などの観点からどのように評価しているか。今後、更なる改善等を図っていく上で留意すべき点はないか。②としまして、報告者からの回収状況はどのようにになっているか。特にオンライン回答率の向上を図るため、民間事業者はどのような工夫等を行っているか。また、更なるオンライン回答率の向上を図る観点から今後どのような取り組み等を求めていくのか。

7点目です。前回答申において月別調査結果が鉱工業生産指数（速報）に反映されるよう、公表期日の早期化を図ることが必要であると指摘されております。農林水産省では月別調査結果の公表期日について、平成19年12月分の調査結果から、調査月の翌月末から翌月の25日に前倒しをして公表しているものの、鉱工業生産指数（速報）に反映されている状況にはありません。この関係で、以下について説明をお願いします。

3ページになりますが、①としまして、現在、実査から公表までの各工程で実施する個々の業務については、通常どのようなスケジュールで実施しているのか。②としまして、調査対象者からの調査票の提出状況はどうなっているのか。月別調査票の提出期日は調査対象月の翌月の18日であるが、平成27年1月分以降について、提出期限前の一定の時期までの報告者数及び全体の報告者数に対する割合について、一覧的に整理願いたい。また、鉱工業生産指数（速報）に関する生産量に係る調査結果について、平成27年1月以降について提出期限前の一定の時期までの報告者に係る生産量等の状況、調査対象月における全体の生産量等に対する割合の状況について、一覧的に整理をお願いしたい。③としまして、一定の時期までに一定以上の生産量に係るデータが確保されている状況を踏まえ、鉱工業生産指数（速報）に反映可能な期限までに提供する形で対応する余地はないのかです。

8点目は、最近の牛乳乳製品を取り巻く論点について整理をしております。平成28年3月に規制改革会議農業ワーキンググループが取りまとめた、「より活力ある酪農業関連産業の実現に向けて～生乳流通等の見直しに関する意見～」では、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく現行の指定生乳において、生産者団体制度の廃止が提言されるなど、今後、牛乳乳製品の流通ルートが多様化が進展する可能性がある。この関係で、以下について、説明をお願いしたい。①としまして、本調査において生産者でなく、牛乳処理場及び乳製品工場等を調査対象としている理由は何か。また、牛乳処理場などを經由せずに流通している牛乳乳製品に係る生産量等はどの程度あるのか、あるいはあると見込まれるのか。②としまして、現行の調査対象範囲を生産者にも拡大し、統一的に把握することについて、どのように考えるか。また、生産者を調査対象範囲とするためにクリアすべき課題があるとすれば何か。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございました。

かなり包括的かつ詳細な論点を挙げていただいております。ほぼ10年ぶりの諮問・答申の機会ということで、いろいろお答えいただくのも大変かと思いますが、今度は農林水産

省の方からお答えをお願いしたいと思います。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 それでは、私から資料4-2-①に牛乳乳製品統計調査関係ということで、今、ご説明のありました確認事項ごとに回答を作っておりますので、この内容に沿って説明したいと思います。

まず、最初に1点目です。調査の具体的な利活用状況や行政施策以外のどのようなもので利活用しているか、また更なる利活用が図られるような取り組みを何か行っているかという確認です。これにつきましては、事前に資料3の方でも説明したとおり、私どもの方でも別添1を付けさせてもらっておりますが、加工原料乳の生産者補給金制度、この中での交付対象数量、いわゆる交付する上限となる数量の算定で使っております。別添1の右側の方の表を見てもらえば分かるのですが、交付対象数量を出すためには、供給量から需要量、それから、要調整数量を足したり引いたりしながら計算するのですが、ここで赤で書かれている部分に私どもの牛乳乳製品統計が使われていることになっております。

また、それ以外にも指定乳製品の輸入とか調整・保管、これらの判断を行うための資料として使われております。そのほか、行政施策以外には鉱工業生産指数とか、それから、産業連関表等の作成などにも使われているところです。

それから、更なる活用ということですが、私どもは定期的に政策部局の方と意見交換を行っておりまして、そうした中で、もちろんこれは牛乳乳製品統計だけではなく、私ども統計調査全てについて定期的に行っておりますし、今回は特にT P P関連が出てきたということもあって、行政部局の方ときちんと意見交換をさせていただきました。その結果、今回、ニーズが出てきたというようなことすし、また、調査結果の具体的な利活用の事例につきましても、ホームページの方にも載せて、国民の方にも情報提供させていただいているということです。

次に2点目です。毎年、年1回調査する基礎調査票と毎月調査します月別調査票、この2つを行っているということで、各調査の役割分担についてどういうことかということですが、これも別添2の方を見ていただきたいと思います。これを見ていただければ分かりますように、基礎調査につきましては全数調査で、先ほども説明がありましたように、大体約600近くの工場・処理場を対象にしておりまして、組織経営、従業員数、生産能力などの構造的な動向を把握しているところです。それに対して、月別調査の方は生乳の処理量、各乳製品の生産量、在庫量、こういった月別の需要動向を把握して、各種施策等に利活用しております。

別添3の方を見ていただきたいのですが、簡単に説明しますと、基礎調査は全体を調査して、これを母集団とし、ここから一定の数を抽出して、そして全体を推計するという使われ方をしています。このことによって、毎月調査を実施します月別調査は、全体の標本の3分の2の客体で調査を実施しておりますし、また、標本抽出はそれぞれ県別に8割以上の生乳受乳量をカバーするということになってはいますが、実質的には全体の受乳量の95パーセントを把握することとなりますので、調査結果の利用に支障はなく、月別調査を全数調査として実施することに比べて経費節約ができるという観点から適切であると考えているところです。

次に3点目です。基礎調査と月別調査の両調査が、いわゆる重複して報告しているものもあるということで、同一報告者を対象に両調査を実施する必要性は何かということや報告者負担軽減の観点から何らかの措置をとっているのかということですが、基礎調査につきましては月別調査で把握していない生産能力等の独自の調査項目があることから、一部の調査客体について両調査を実施する必要があります。基礎調査と月別調査が重複している調査客体につきましては、基礎調査の調査票の前年の調査結果をプレプリントする措置を講じております。

それによって改めてその部分を書く必要がないという形にしておりまして、別添4を見ていただきたいのですが、これが基礎調査の方で黄色で塗っているところは全てプレプリントされるということです。それから、緑の部分については平成29年以降、今回追加する新しい項目であり、同様にプレプリントされるということになっております。誠に申し訳ないですが、この基礎調査票の一番下の全粉乳の在庫量のところが色を塗っていませんが、これも黄色でプレプリントされるということなので、訂正をお願いしたいと思います。

次に4点目です。3と関連しますが、年間生産量について月別調査の各月の合計と基礎調査の結果で2つ異なる数字が出てきますが、両調査の関係について説明願いたいということです。基礎調査で把握します個別調査客体の年間生産量というものは、月別の調査の年間生産量を推計するための推計係数を算出する基礎データとして使用するものでありまして、基礎調査で把握した調査値を年計として公表はしておりません。

参考として、この両調査の数字を載せておりますが、これを計算しますと、月別調査と基礎調査の差が0.1パーセントから0.4パーセント程度の差しかないということ。かつ、私どもの調査というものは月別の数量を把握することを第一義的に行っておりますので、

月別の数字を並べて基礎調査の数字に置き替えるという考え方もないことはありませんが、基礎調査は月別に把握できていないので、それほど差がなければ、合計値も月別の合計にした方が利用者を混乱させないだろうということで、月別の方の累計値を使用しているということです。

次に、5点目です。上記3と関連しますが、本調査、前回答申の平成19年から調査事項を変更して見直しを行ってきました。これらについて、調査の効率的な実施や報告者負担の軽減の観点からどのように評価しているかということ。また、この牛乳処理場の抽出方法を見直す必要はないのかということや本調査以外に関連する行政記録はないのかというような確認事項ですが、これにつきましては、前回の19年の見直しにおいて、それまで県内の12月の月間生乳受乳量のカバレッジを各県別に95パーセントであったものから、80パーセントに変更しております。また、その月別の調査票の生乳の県外生産者からの受乳量、総受乳量につきましては、前回までは市町村別の把握をしていた訳ですが、それを19年度から都道府県別の把握に変更したということで、従来の3枚の調査票から1枚の調査票に見直しがされているところです。

このように、前回、調査の効率化や調査対象の負担軽減を図っており、少なくともこれまでの間、調査客体からの苦情というものは全くないという状況です。また、更に今後、抽出方法などを見直すとか、例えば抽出率の基準を引き上げる、80パーセント以上を更に70パーセントにしてしまうとか、60パーセントにしてしまうと、今度は小規模工場しかない県の県別の数字などが正確に把握できにくくなるというようなことが想定されますので、畜産行政における各種施策の中での利用に際して支障が生じるおそれがあると考えているところです。また、他の行政記録についての有無ですが、少なくとも本調査の調査事項を代替可能な行政記録情報等については見当たらないということです。

次に6点目です。民間事業者に業務を委託したことに関連する確認事項ですが、①は民間事業者にどのような業務を委託したのかということや調査精度の確保・向上をどのように求めているのかということ。また、これらについてどう評価しているかということ。②は報告者からの回収の状況はどうなっているかということやオンラインの回答率の向上を図るためにどういった工夫を行っているかということ。また、今後どういう取り組みを行っていくかということです。まず①ですが、私どもの民間事業者への業務委託については、回答の中にありますように、第1期が平成21年1月から22年の12月の2か年、それから、第2期が23年1月から25年の12月の3か年分、第3期も26年1月から28年12月とい

う3か年分という形で、これまで民間委託してきているところです。業務範囲につきましては、調査票の調査協力依頼から調査票の回収・審査・集計、統計表の作成、謝金支給まで含めて包括的に委託しております。

この民間事業者の評価に当たりましては、省内に外部有識者を構成員とした検討会を設置し、その中で検討・評価を行っておりまして、現在の民間事業者による本調査の実施につきましては、問題なく実施されています。ただ、最初の頃は報告が少し遅れたり全体的に間違いが多少見つかったり、いわゆる私どもの職員の労力もそこそこかかっていたのですが、現在におきましては、実は第1期から第2期において業者が替わって、第2期、第3期は同じ事業者が行っているということもありまして、今のところは問題なく実施されています。また、民間事業者との契約に当たりましては、その総合評価落札方式による競争入札を行っておりまして、技術点が2、価格点1の得点配分によって落札者を決めております。技術点については特に調査の効率化とか専門性、こういったものを求めているところです。

この内容につきましては、別添5を見ていただくと、これが評価項目の一覧になっておりまして、必須のところには最大の4点か0点のどちらかを入れると。それから、加点のところには0から3点の段階で評価し、加重が掛けるその倍率ということで、例えば加点欄が12点になっているものは最大の3点になると 3×4 で12点ということで、倍率を掛けた加点が既にここに入っているというようなものであります。評価項目はこういった項目になっております。

また、②ですが、報告者からの回収状況についてということで、6ページの方に載せておりますが、回収率は100パーセントになっております。それから、オンライン調査の関係ですが、オンライン調査の回収割合が26年から少し低くなっているのですが、これは26年から政府統計共同利用システムのオンラインの対応環境がWindowsのXPが含まれなくなったために、そのXPの環境しか持たない報告者がファックスに変えたということで低くなっています。

民間事業者からは、これまでオンライン調査システムを利用していない報告者に対しても、調査協力依頼等の中で、本調査はオンライン調査システムを利用した調査であるという記載や郵送及びファックスの回収は希望者のみの対応にすること、それから、利用意向が上がるように調査協力依頼状のレイアウトを工夫するなど、オンライン調査システムの回答率向上を図っています。今後、各民間事業者に対しても、更なるオンラインの回答率

の向上を図るための創意工夫を凝らした新たな提案などをしてもらい、有効であるという場合には積極的に活用していきたいと考えているところです。

次に7点目です。前回答申の月別調査結果が鉱工業生産指数に反映されるように、公表期日の早期化を図ることが必要であるという指摘がなされてきました。それに対応するため、実は月末公表だったものを前倒しにして25日に公表したところですが、実際には25日では、鉱工業生産指数の速報の方には間に合わないということで反映されていない状況です。

これについて①が現在の調査から公表までの各工程について、どういったスケジュールで実施しているかということです。①の回答の表を見てもらうと分かる通り、私どもは実査から公表までのスケジュールは、この表のとおりになっておりまして、調査月の当月の25日にまず調査票を配布して、翌月の1日から10日の間に回収することになっています。それから4日間は督促をするということ。回収されていないところに督促の連絡をして、そして18日までが調査内容の審査や疑義照会ということで、民間事業者からの報告は翌月の18日という形になっております。農林水産省からの疑義照会を21日までに行い、そして、集計等々をして公表が25日になっております。

それから、②が調査対象からの調査票の提出状況ということで、時期を区切って報告者数及び全体の報告者数に対する割合を一覧表に整理願いたいということでありまして、8ページに整理させていただいたところですが、10日の時点では報告者の方からは95パーセント程度、14日の時点では97から98パーセント回収できています。18日現在では100パーセント回収ということで、それを生産量のカバレッジで見ると10日の時点で既に95パーセントから97パーセント、14日の時点では99パーセント、18日は100パーセントとなっております。

それから、③でこれらのことを踏まえて、例えば、調査対象月の翌月14日までの報告者に係る調査結果を指数に反映できるような形で提供する余地はないのかということです。14日の時点でほとんど調査票の回収はできておりますが、その後、民間事業者から相当数の疑義照会を客体に対して行っているのが実情でありまして、当方としては最低その報告内容の審査や疑義照会が終了したものでないと経済産業省の方にデータを提供することは厳しいかなと思っています。

今回、改めて経済産業省の担当者の方と確認したところ、本年4月以降の公表は毎月最終営業日にするという予定だということもあり、この指数に牛乳乳製品統計調査の結果を

反映させるためには、おおむね1週間前にデータを提供しなければならないということです。それから考えますと、大体21日ぐらいにデータを提供できれば良いというようなことから、民間事業者から100パーセントの報告がある18日時点でのデータを集計して、25日に公表しているデータとの検証を行ったところ、大きな差異というものは見られませんでした。これは卓上配布しております資料1を少し見ていただければ分かるのですが、ほぼ100パーセントないし99パーセントということで、大きな差はないということです。

こういった状況から18日に報告されたデータを、これまではそのデータに問題があれば、1回民間事業者に戻して、その民間事業者が相手に対していろいろ確認を取るということを行っていたのですが、私どもとしては、この18日に報告をもらった時点で職員が桁ずれや大きな間違いがないか目で審査した上で問題なければ、この時点のものを経済産業省の担当者の方に提供していくというような形で鉱工業生産指数に反映していただくということではいかがなものかと思っております。

また、この鉱工業生産指数に提供するデータ以外の生乳の移出入量のデータにつきましては、そのデータ検証に時間を要するというところ、また、その集計結果につきましては、各種畜産行政に影響を与えるものであるということから、職員が十分に精査し、改めて事業者からの調査対象に対する照会を行ったデータによる集計結果にて、これまでどおり私どもとしては25日に公表とさせていただきたいと考えております。

これにより、当然、公表前のデータを経済産業省に提供するというところになりますので、公表期日前の統計情報の共有範囲・手続に関する指針を参考に当省が決めております公表期日前統計情報等共有する範囲等に関する内規、これにおける本調査の公表期日前統計情報等を知り得る立場にいるもの一覧に経済産業省の鉱工業生産指数担当者を含めるとともに、18日時点の概数データと25日に公表するデータに差異がある場合が想定されますので、生産指数の公表の際に概数データを使用して作成した旨を注記すること等を行うということで経済産業省と十分な調整を行って、適切に対応していきたいと考えているところです。

次に8点目ですが、加工原料乳の措置法に基づく現行の指定生乳において、生産者団体制度の廃止が提言されており、今後、牛乳乳製品の流通ルートの多様化が進展する可能性があるということで、この関係の確認で、1点目が本調査を酪農家でなくて、いわゆる工場を対象としている理由は何か。また、工場を経由せずに流通している生産量というものはどの程度あるかということです。これは①で説明を記載させていただいていますが、昭

和 27 年調査の時に、それまで生乳を生産する酪農を対象として調査していたものから、効率化を図る観点から乳製品の生産動向の正確な把握の観点、こういったことも踏まえて母集団が小さくても生産された生乳の大部分が把握できる、いわゆる生乳の出荷先である牛乳処理場及び工場に調査対象を変更したところです。

こういった工場などを經由せずに流通している牛乳乳製品に係る生産量、自家消費量等ですが、これは本調査が工場を対象とした調査であることから、当然、直接把握できません。このため、現在は当省の統計部の畜産統計調査や農業経営統計調査の結果から推計して牛乳乳製品統計調査の調査項目であります工場での欠落部分、いわゆる工場における生乳ロス分と合計して、「その他向け」として公表しているところです。これは次のページの参考のところに載せていますが、今回、牛乳乳製品工場、牛乳処理場を經由せずに流通している牛乳乳製品に関わる生産量は、この表の右側を見れば、その他向けの更に今言った欠落部分を除くと、大体毎年 0.6 パーセントから 0.7 パーセント程度ということで、おおむね 1 パーセントを下回る量しかないの見込んでいます。

②で、①と関連しますが、社会経済情勢の変化への対応を図る観点から、現行の調査対象を生産者にも拡大して統一的に把握することについてどう考えるか。また、生産者を調査対象範囲とするためにクリアすべき課題があるとすれば何かということです。仮に生産者団体制度が廃止された場合でも、生産者が生産した生乳のほとんどは処理場及び工場に集荷されるということですので、その生乳の生産及び出荷している生産者というものは、大体今 1 万 7,700 戸ほどありますが、調査の効率的な実施とか、報告者負担を考えると現行の調査範囲での実施が費用対効果の観点からも、これらやるよりは工場とか処理場を対象にした方がより適切ではないかと考えております。

また、仮に生産者、つまり、工場を通していない部分を実査する、つまり、私どもが今のように推計するようなことをせずに実査するということになると、より精度を高く取るということですから、例えば、この 1 万 7,700 戸というのを精度計算しなければ分かりませんが、数 100 戸、場合によっては数 1,000 戸単位で標本が必要になってくるとことや調査を設計するに当たって、この牛乳乳製品工場に出荷していない生産者の母集団なども今のところありませんので、そこも作らなければいけないというようなことからすると、その費用対効果から考えると非常に問題ではないか。更に、こういったものも集計していくということになると、毎月の公表も遅れてくる可能性もあるということ。こういった点が課題として考えられます。

以上です。

○川崎部会長 詳しい説明、ありがとうございました。

それでは、以上の説明を踏まえまして意見や質問のある方は発言をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。どうぞ、前田専務理事。

○前田 J ミルク 専務理事 前田です。牛乳乳製品統計の未諮問基幹統計としての確認事項について、今、説明をいただきました。説明の中にもありましたように、平成 18 年の段階でこの統計審議会が答申を出されたときにも、私は専門委員として参加をいたしまして、今日説明があったような公表日を 5 日間ほど前倒しにするとか、それから、主な乳製品の在庫を調べるとかいった充実が図られておりまして、それ以降、この統計の使いやすさが非常に増したと思っております。

私の所属する J ミルクは酪農家と乳業メーカーさんが共同で組織する団体ですが、業界におけるこの牛乳乳製品統計の活用の実態について少しお話しすれば、まず、酪農乳業では一体的に年に 4 回ほど生乳及び牛乳乳製品の需給の見通しを策定しております。この役割は 2 つありまして、1 つは翌年度の生乳生産のあるべき必要量を確保する。ご案内のように生乳の需給調整の実態的な根幹は生産者による計画生産ですので、この計画生産の基礎となる数量を把握するための需要予測を行うということです。併せて、年度を通した乳製品等々の需給の見通しを行うことによって、過剰、あるいは不足の実態を把握して、これにどういうふうに対処するかという方針を出すということが 1 点目。

2 点目は、これもご案内のように、特にフレッシュな飲用牛乳については、夏場とかに不足が生じやすい訳ですし、逆に学校給食が休みになるような年末年始とか、夏休み、あるいは春休みの期間に需給が緩和して過剰が発生する。逆に夏場においては暑さ等々で不足が発生するということがありますので、それを事前に予測して対処するために年に 4 回需給見通しを行っております。最近では、この需給見通しに合わせて国が、特に最近ではご案内のようにバター等々の不足が顕著ですので、このバターなどの主要な乳製品の輸入のタイミングと、それから、数量を判断してもらう。そういう意味では一体的に運営をしておりますが、その基本的な資料がこの牛乳乳製品統計だと考えております。

そうした観点から、この 10 年の間にこの牛乳乳製品のマーケットも相当変化してまいりました。例えば、こちら事務局で準備していただいた資料ですが、資料 3 の 10 ページにこの調査の主な項目の変更を説明するために羅列されておりますが、この 10 ページの乳製品の生産量、今、調査をされているものはここにあるような現行の乳製品です。現在、国内

で生産される約 700 万トン超の生乳のうち、350 万トンが乳製品に振り向けられます。したがって、過去においては、ここに羅列されているような乳製品にほぼ 100 パーセント生乳が向けられておりますので、生乳の需給なり乳製品のマーケット、あるいは乳製品の過不足に対応する輸入等々の判断を行うためには、この調査項目で十分良かったと思います。

しかし、是非、機会があれば、この現在調査いただいている乳製品のそれぞれの生産量に対して、生乳がどれぐらい振り向けられているかという実態を明確にされることが必要だと思いますが、例えば、乳製品向けの生乳のほぼ半分程度が脱脂粉乳とかバターに振り向けられます。あるいはチーズについては約 40 万トンの生乳が、生クリームについては 60 万トンくらいの生乳が振り向けられますが、実はこの中にかなり大きな生乳のシェアになっています、例えば、濃縮乳が実はありません。

現在、脱脂濃縮乳は加工原料乳の 350 万トンのうち約 60 万トンから 70 万トンの生乳が振り向けられています。マーケットが変化し、もちろん消費者の消費動向も変化し、ビジネスモデルも変化して、このさまざまな乳製品が登場する訳ですが、今後、この牛乳乳製品統計がより有益に活用される、あるいはマーケットの実態を十分に把握していくという点では、今お話ししました、例えば、脱脂濃縮乳といったものですが、こういうものについて何らかの形で把握するということがニーズとして必要ですし、これについても検討いただければと思います。

もう 1 点、これは後ほどの議論とも関連しますが、今回の確認事項の中の最後に規制改革会議の議論、ワーキンググループの議論に対する確認事項がありました。資料 4-2-①の 10 ページにありますが、これはこれで的確な整理だと思いますが、実は規制改革会議農業ワーキンググループの議論で非常に大きなテーマになっていることは、バターの不足です。バターの不足問題が 1 つの議論の動機になりまして、それからかなり制度的な議論まで広がっている訳ですので、そういう点では、その問題について触れておきたいのですが、今回、後ほど説明される見直しの議論と関連しますものの、大きな議論ですのでお話ししますが、輸入品の在庫数量を把握するという提案があります。

これにつきましては、今や我が国の牛乳乳製品のマーケットの実態は常態的にカレント・アクセス輸入も含めた輸入、恐らく生乳換算で現在では 30 万から 35 万トンくらいの輸入が行われておりますので、そういう意味では日本の乳製品マーケットはかなり輸入依存性が高くなっている訳ですが、この輸入数量の変化が国内の需給に大きな影響を与える訳ですので、主要な乳製品について在庫量を把握するということが重要だと思います。

併せて、この規制改革会議の中で議論になったことは、乳業者はしっかりと計画的にバターを作っているにもかかわらず、店舗とか地域の中小のお菓子屋さんにはバターが供給できないのはどこに問題があるのかということについて、結果的にはなかなか検証ができなかった訳です。すなわち、どういうことかといいますと、仮にバターが非常に値上がりすること、不足して値上がりすることが分かれば、場合によっては投機的な動きが生じます。投機的な動きは乳業メーカーが作ったバターを在庫としてマーケットに出さないのか、それとも乳業メーカーが製造したバターはマーケットには流れたのですが、問屋の段階で実は投機的に在庫されてマーケット、現場に流通しないのかということについて正確に検証はできなかったというのが大きな論点になっていたはずです。

したがって、今回、輸入乳製品の在庫についても調査をして数量を明らかにしていただくとすれば、是非、今回提案の脱脂粉乳の在庫のみならず、脱脂粉乳は国産と輸入を別々に在庫を明確にする、調査されるということになっておりますが、同様にバターについても国産と輸入について分けて在庫を明確にするといったことが、この2、3年の非常に大きな社会的な課題としてのバター不足問題に対して、しっかりと実態を把握して問題点を改善するためにも、この牛乳乳製品統計が有効に活用されるのではないかと思いますので、今回のこの未諮問基幹統計に関する確認事項については、この2つについて少し検討いただければと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。大変詳しい解説をいただき、また、論点を指摘していただいてありがとうございました。

おおよそ2つほどあるのかと思いますが、1つは脱脂濃縮乳の扱いということ、それからもう一つはバターとの関連で輸入品の在庫の扱いをもう少し充実する必要があるのではないかとのご指摘と承りました。このことにつきまして農林水産省の方から何か回答いただけますでしょうか。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 前田先生から詳しい話をいただきまして、私どもの調査につきましては、基幹統計ということですので、当然のことながら、行政部局の方でどのようにしっかりと活用していくかということ、これが一番大きな話になります。加えて、基幹統計ですから、いわゆる公共財という面でも多少あるとは思いますが、今回、今言った話というのは、実は先ほども少し話しましたように、定期的にこの牛乳乳製品統計については畜産部の方と話をさせてもらっていますし、今回、

T P Pが出た段階におきましても、こういったホエイパウダーの関係が実は出てきたということですが。

少なくとも今の時点で畜産部の方から、先生がおっしゃった脱脂濃縮乳とか、バターの在庫の輸入を分けるということについて、とりわけどうしてもというような話はありませんでした。しかしながら、私どもが全くこれを無視する訳ではなく、いわゆる業界とか一般の方から施策として、そういったものが必要だということを畜産部の方に意味付けしてくれて、利用部局の方から私どもにやはり施策として必要だからという、利活用がきちんと明確になった段階で新たな項目を追加していくことを当然しなければいけないだろうと思っています。今回の場合に関して言えば、今の時点で利用部局の方からそういった要望はなかったということです。

○川崎部会長 分かりました。よろしいでしょうか。現時点での状況ということですね。いろいろ牛乳製品統計は政策上の理由はたくさんある中での今の2点、更なる要望と承りましたので、これは今後また引き続き検討が必要な事項と理解しました。これは、政策部局からの意見を吸収された上での判断ということにもなろうかと思えます。引き続きの検討とさせていただきます。

ほかにはいかがでしょうか。論点7の方に鉱工業生産指数の関係が出ておりますが、これを担当されます経済産業省の方はいかがでしょうか。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 発言の機会をいただきましてありがとうございます。経済産業省において鉱工業生産指数は経済解析室が担当しております。当指数は月末が公表日になっておりますが、公表日の5営業日前であれば当指数に反映が可能です。提供データにつきましては、農林水産省の内規で提供が可能であるかを御検討いただき、当省の経済解析室と調整していただきたい。当指数については、速報と確報の差があまりないように作成しております。本日、御提示いただいた数値を見る限り、それほど差はないと思いますので、農林水産省と当省との間で調整と考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、そういう速報と確報の差が出ないように留意いただきながら、是非うまく調整していただいて進めていただけたらと思います。ほかには何かありますでしょうか。どうぞ。

○西郷委員 今回の論点なのですが、先ほど最初に説明いただいたときには疑義照会の数自

体は結構あるものだとおっしゃっていたように思うのですが、ただ、実際に試算してみるとあまり 18 日に早めたことの影響というものは少ないようだという整理に最終的にはなっていたと思うのですが、そうすると、その程度の問題とともに、その疑義照会の内容というのですか、どれぐらい数字が動くものかということについて何か相場観というか、そういうものを教えていただくと安心できるかなという感じがするのですが、大体どういう感じの疑義照会というのが多いのかということについて教えていただければと思います。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 すみません、18 日の時点では疑義照会というものはあまりなくなります。ここに記載させていただいたことは、例えば 14 日の時点とか 10 日の時点で 95 パーセントから 98 パーセント報告してもらっていますが、でも、この時点ではまだ疑義照会をしていないので、数が集まっているだけで数字は動きます。18 日に報告を我々がもらうときには、1 回、民間事業者は疑義照会を全部終わらせています。

○西郷委員 分かりました。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 その時点で私どものところはあまり大きく動いていません。ちなみに見ると、ほぼ 100 パーセントになっています。ただ、万が一、桁ずれがあったりとかいうことは怖いので、一通り私ども農林水産省の方で、目で確認だけして、それで問題がなければ提供するということです。

○西郷委員 はい。分かりました。ありがとうございます。

○川崎部会長 それでは、よろしいでしょうか。私からも 1 点、質問させてください。最後の論点 8 の関係なのですが、これは私自身が制度をよく知らないから尋ねていますが、最近新聞等で規制改革会議における議論の中で、指定団体制度の廃止というのが近いうちにも法改正が行われるように報じられているようです。この制度がどう変わるかということ自体を論じるつもりはないのですが、指定団体制度というものが、この調査方法に与える影響というのがどれぐらいあるのかというのがきちんと分かっていないので教えていただきたいと思います。

要するに、指定団体というものと、今ここで調査対象になっている工場というものは、同じものなのか、全くレベルの違うものなのか。集荷団体というものは農協だとのことですが、これは調査対象となる工場ではないのかもしれないと思ったりもするのですが、その辺りどれぐらい重複しているものなのでしょうか。農協自体が工場を持っているなど、

どういう位置関係にあるのか。関係がよく分かっていないので、教えてください。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 生産者の団体制度というものは、全国に指定団体というのが全部で10団体ありまして、例えば、北海道全体を見ているのがホクレン農業協同組合連合会とか、それから、関東で言えば関東生乳販売農業協同組合連合会ということで、茨城県からずっと静岡県まで全部一連になっていて、生乳の大半はここを1回通して、ここからまた我々の調査対象とする工場に全部行くというものです。仮にこの制度がなくなったとしても、工場に行かないで流れるということはずがないので、牛乳処理場とか乳製品工場に集荷される割合が極端に下がるということはないと思っています。

○川崎部会長 この指定団体というものは、そこ自体が何かストックを持つのですか。それとも、そこから直接工場に運ぶものなのですか、普通は。どんなイメージなのか、私、よく分かっていないので。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 ここを通すと補助金がきちんと出るとか、そういったもろもろのこともあるというようなことがあります。

○川崎部会長 だから、これは私、若干曖昧な理解をしていたかもしれませんが、指定団体というものは別に生産をする工場の段階ではないからということですか。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 ではないです。

○川崎部会長 だから工場の方であれば、指定団体から来たものも、あるいは指定団体以外から来たものも最終的には入るということですね。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 そういうことです。

○川崎部会長 だから、制度が変わってもそこには影響を与えない。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 ないと思います。

○川崎部会長 そういうことですね。はい、分かりました。ありがとうございました。

それでは、ほかに何かありますでしょうか。それでは、いろいろ質問や意見等もありましたが、特に大きなポイントとしましては、先ほどの前田専務理事の指摘については、これは今後引き続き検討ということになるかと思いますが、これについての整理の仕方については今後の審議や答申の取りまとめの中で整理したいと思います。また、この後でもお気づきのことがありましたら、戻って指摘いただいても構いません。

それでは、続きまして、次の審議項目に進みたいと思います。次も牛乳乳製品統計調査の変更についての審議ということですが、この調査の変更については大きく「(1) 報告を求

める事項の変更」というのと、それから、「(2) 集計事項の変更」と2つありますので、それぞれについて順番に論点を説明していただいて、農林水産省の方から回答をお願いしたいと思います。では、よろしく申し上げます。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 すみません、申し遅れましたが、脱脂粉乳とかホエイパウダーにつきまして、今日、調査実施者の農林水産省さんから、こういうものだよということで幾つかお持ちいただいて、先生方の前に置かせていただいておりますので。

○川崎部会長 ありがとうございます。私自身がホエイパウダーというのを見たことがなかったのですが、よく見ても、あまり見た目の違いが分からないですね。そういうものなのだそうです。

○谷輪総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 若干黄色いとかですかね。

○川崎部会長 そうですね。色とか、少し粘り気といいますか、そういうのが少し違う感じがしますので、回覧いたします。

では、すみません、申し上げます。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、審査メモの4ページを御覧いただければと思います。2の牛乳乳製品統計調査の変更についてです。まず、(1)の報告を求める事項の変更についてです。添付しております別添2、審査メモの最後の方に付いております。分けてホチキス留めしている、下のページで言うと33ページ、34ページの別添2におきまして、基礎調査票と月別調査票の調査事項につきまして、現行のものの変更案を対照できるような形で整理しております。変更内容としましては、ホエイパウダーの生産量及び国産・輸入別の在庫量を把握する調査事項を追加すること。また、脱脂粉乳の在庫量について国産・輸入別の在庫量を把握する調査事項に変更することという形で整理しています。

恐れ入ります。審査メモの方にお戻りいただきまして4ページです。これにつきましての審査状況ですが、いわゆるT P P協定におきまして関税撤廃される対象品目となったホエイのうち、たんぱく質含有量25パーセントから45パーセントのものにつきましては、その用途が脱脂粉乳、たんぱく質含有量34パーセントのものと競合する品目であることから、輸入量の増加に伴う国産脱脂粉乳の生産に及ぼす影響を緩和するため、ここに記載しております①と②等の措置を講ずることで合意となりました。このうち②のセーフガードにつきましては、脱脂粉乳が国内で不足している、又は脱脂粉乳の国内需要が低下してい

ないと認められる場合には発動を適用しないこととされておりまして、セーフガードを発動する前に、いずれかの条件が満たされるかどうかについて評価を行うものとされており
ます。

このため、当該評価を行う上で必要な基礎資料を得るため、先ほど御覧いただきました
33、34 ページの別添 2 で整理していますとおり、調査票について新たな事項を設けて把握
することとしております。それを一覽的に整理したのが表 1 です。これらにつきましては、
統計ニーズに対応するものであることから、おおむね適当であると考えますが、利活用、
報告者負担などの観点から当該調査事項の追加の妥当性等について検討する必要があると
考えておりまして、現状の確認を含め、6つの論点を整理しております。まず、1点目で
すが、牛乳乳製品の製造工程とホエイパウダーや脱脂粉乳の違いや用途等について説明を
お願いしたい。

5 ページの方に移りまして、2点目ですが、今回、調査において新たに追加する調査事
項との関係で T P P 協定における乳製品の交渉結果や大筋合意の内容について説明をお願
いしたい。3点目ですが、ホエイのセーフガードの発動に係る評価のプロセスや考え方は
どのようになっているのか。また、その中で本調査結果をどのように利活用することを想
定しているのか。なお、脱脂粉乳はセーフガードの対象とならない理由についても説明を
お願いしたい。

4点目ですが、新たに追加するホエイパウダー及び脱脂粉乳に係る調査事項は、報告対
象となっている全てのものが回答可能なのか。あるいは一定規模以上のものが報告対象と
なる場合、どのような要件等を備えた者が報告者となるのか。

5点目です。追加する調査事項に係る生産及び在庫管理の実態等踏まえ、報告者が正確
に報告することは可能か。また、報告者が紛れなく正確に回答してもらうため、どのよう
な措置を講ずるのか。

6点目です。牛乳乳製品に関する統計情報といたしまして、貿易統計や独立行政法人農
畜産業振興機構による調査データ等がある中、把握情報の役割分担や調査の効率的な実施
等の観点から見て、それらを利活用できる余地はないのか。

それでは、5 ページの方に移りまして (2) の集計事項の変更についてです。集計事項
につきましては、調査事項の変更に伴う所要の変更を行うこと。また、調査計画に集計表
様式の全てを個別に付す形から集計事項の一覽表を付すような形式に変更するとともに、
一部の集計事項について実態に即した変更を行うこととしております。

集計事項の関係では、資料1の申請資料の23ページの集計事項一覧表とか、51ページから52ページの新旧対照表ですが、こういった形で農林水産省の方では整理しています。これについての審査状況ですが、セーフガード発動に係る評価を行う上で必要な情報を集計表で示すものであり、また、集計事項の横断的な把握が容易となるものであることから、おおむね適当であると考えますが、本調査の他の集計事項の状況を確認するとともに、その実態に即した変更の適否について検討する必要があると考えておりまして、現状の確認を含めた論点を整理しています。

1点整理しておりまして、本調査の集計事項（統計表）につきまして、調査計画上の統計表と実際に公表されている統計表との間で一部相違が見られることから、その状況とともに当該相違が生じた経緯、今後の対応等について説明をお願いしたい。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、変更につきまして2つのポイント、調査事項と集計事項、両方の説明をいただきました。それでは、それに対しまして、農林水産省の方からお願いします。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 では、私から資料4-2-①に基づきまして、12ページから説明したいと思います。まず最初に1点目です。牛乳乳製品の製造工程はどうなっているか、また、ホエイパウダーや脱脂粉乳の違い、用途について説明願いたいということです。先ほど総務省の方からも説明がありましたように、一応、現物をお見せするような形で並べておりまして、やや黄色みがかっているのが脱脂粉乳で、白っぽいのがホエイパウダーです。見た目、少しよく分からないのですが、溶かすと真っ白くなるのが脱脂粉乳で、上澄みを取っているということもあって、あまり色が付かないのがホエイパウダーというようなもので、舐めると多分、ホエイパウダーの方が少し甘い感じがすると思いますが、人によっては少し違うかもしれないのですが、そのぐらいの見た目とかは、溶かしてみないと実はあまり分からないというようなものです。

中身につきましては、別添6を見ていただくと分かると思いますが、脱脂粉乳は、牛乳から乳脂肪分を排除したものから、ほぼ全ての水分をなくして粉末状に乾燥させて発酵乳とか乳飲料、製菓、製パン、アイスクリームなどに使います。ホエイパウダーはチーズを作る過程における副産物です。上澄みの部分です。これを粉末状に乾燥させたもので、乳飲料とか粉ミルクとか、製菓、製パン、アイスクリーム等の原料として使われます。このため、ホエイパウダーというものは脱脂粉乳の代用として利用される可能性が非常に高

いものでありまして、特にたんぱく質含有量 25 パーセントから 45 パーセントというものは脱脂粉乳のたんぱく質含有量が 34 パーセントということもありまして、競合する可能性が高いということです。

次に 2 点目です。T P P 協定の内容ということではありますが、脱脂粉乳につきましては、関税の削減とか撤廃を行いません。現行の国家貿易制度、これを維持するとともに、これまで最近追加的に輸入している範囲で新たな T P P 枠を設置して、T P P 枠の量だけを入れて良いということで合意になっているものです。一方、ホエイにつきましては 3 種類ありまして、たんぱく質含有量で 25 パーセント未満のものは 16 年かけて関税を撤廃、ただし、セーフガードは措置していきまして、これは一定量を超えると無条件にセーフガードが設定されるということになります。

それから、今回問題になっているホエイの 25 パーセントから 45 パーセントというのが最も長い 21 年までかけて関税を撤廃するとともに、セーフガードを措置するというものになっております。これは条件が付いています。これはまた後ほど説明します。それから、45 パーセント以上のたんぱく質を含んでいるホエイにつきましては、6 年かけて関税を撤廃するというものでセーフガードの措置はしないということになっておりまして、詳細につきましては別添 7 の 7 ページ、8 ページ、9 ページに記載しております。

次に 3 点目です。このホエイのセーフガードを発動する評価のプロセスとか考え方はどうなっているのか、それから、脱脂粉乳がセーフガードの対象とならない理由について説明したいということです。T P P 協定におけますセーフガード発動に関わる具体的な評価プロセスの考え方につきましては、現在、議論がなされているところでありまして、現時点でお示しすることはできません。ただし、今、説明しましたようにホエイの 25 パーセント未満と 25 パーセントから 45 パーセントのたんぱく質を含むものにつきましては、セーフガードの発動の数量が決められておりまして、T P P 参加国全てからの輸入量の合計が発動数量を上回った場合には、セーフガードが発動されます。

ただし、25 パーセントから 45 パーセントのものについては、脱脂粉乳が国内で不足しているとか、脱脂粉乳の国内需要が低下していないことが認められる場合には、脱脂粉乳の需要に悪影響はないということでセーフガードを適用しないことになっております。また、セーフガードが発動された場合には、セーフガードを停止することを各国が求めることができることになっております。それに対して私どもの方は、セーフガード発動の判断や相手国に対する説明の必要が生じることとなりますので、この評価に当たりましては、

脱脂粉乳の日本国における生産及び在庫についての過去の記録及び傾向、脱脂粉乳の日本国における卸売価格についての過去の記録及び傾向、それから、自然災害や長期異常気象、こういったものを考慮して脱脂粉乳の市場の包括的な評価を行うということになっておりまして、今回のホエイパウダーと脱脂粉乳は競合する可能性があることから、この2つの品目については生産量と在庫量、国産・輸入別からその影響を踏まえつつ評価をする必要があるということです。また、ホエイパウダーはたんぱく質含有量別に脱脂粉乳との競合性に高低はありますが、全てのたんぱく質含有量について脱脂粉乳の代用として利用される可能性があるため、その状況も踏まえる必要があることから、今回、必要な調査項目に追加したということです。

それから、脱脂粉乳についてセーフガードを設置しないのは、先ほど説明したように国家貿易制度を維持してT P P枠を設置することによって関税を下げるということがないので、当然、セーフガードは必要ないということになるものです。

次に4点目です。新たに追加するホエイパウダー及び脱脂粉乳に係る調査事項について、報告者は回答が可能なのか、どのぐらい報告が見込まれるかということですが、ホエイパウダーの国内での生産状況とか輸入量の取り扱い状況、これにつきましては、大手乳業メーカーに照会したところ、取り扱っているところは大体、大手乳業メーカーを中心に10社程度ではないかということでありました。このため、26年度の基礎調査で、ホエイパウダーはチーズの副産物なので、チーズを製造している乳製品工場154社のうち、おおむね年間1トン以上チーズを生産している30社、これに確認したところ、大体9社がホエイパウダーの生産または輸入を取り扱っているということですし、9社ともたんぱく質含有量別にその量について回答は可能であるというお話でした。

更に、脱脂粉乳の輸入在庫量についても、この当該乳製品の輸入が独立行政法人農畜産業振興機構による国家貿易によるものでありますので、ここに輸入業者として登録されている会社を確認したところ、大手乳業メーカーで6社が登録されていたということ。これを踏まえまして、大手乳業メーカー15社の本社に確認したところ、同様に6社で脱脂粉乳の輸入を扱っているということで、また、回答可能かどうか確認したところ、取り扱いの有無にかかわらず、全ての大手乳業メーカーで回答は可能であるということでした。脱脂粉乳につきましては、大手乳業メーカーにも商社から買い入れている工場などもあることが想定されますので、行政部局の情報により実際にどの程度あるか問い合わせたところ、20社程度になるのではないかということでした。

次に5点目です。追加する調査項目を報告者が正確に報告することはできるのかということや報告者が正確に回答するような措置をどうとるのかということですが、ホエイパウダーを製造しているところや、脱脂粉乳を輸入しているところについて、回答を得た牛乳乳製品工場に確認したところ、いずれも管理伝票等で整理されているので、正確に回答することは可能であるということでした。また、報告者が正確に回答してもらうために回答の手引を作成しまして、報告者が正確に記載できるように措置する予定でありまして、現時点でのイメージとして作っているのが別添8です。別添8のとおり記入例を記載し、また、その記入に当たっての注意事項を記載したものを相手方に渡そうと考えているところです。

次に6点目です。牛乳乳製品に関する統計情報として貿易統計とか、それから、独立行政法人の方で調査しているデータなどで利活用できる余地はないのかということですが、ご承知のとおり貿易統計というものは輸入量は捉えています、TPPにおけるセーフガードの適正な運用に必要なデータは、輸入在庫量ですので、それ自体については貿易統計には存在しておりません。また、独立行政法人の方で調査したホエイについては、実は平成25年に国内生産量について把握したのですが、これも大手乳業メーカーの一部を事例的に調査し、かつ、平成25年だけで調査自体終わっているということで、継続的に統計データを整備しているものではないということを確認しているところです。

それから、最後に集計事項の変更です。本調査の集計事項について、計画上、統計表等、実際に公表されている統計表の間で一部差異が見られるということで、この差異について、なぜ生じたのか、それから、今後どのように対応するかということです。卓上配布資料2のところを見ていただきたいのですが、私ども実は公表すべきにもかかわらず公表していない集計表が全部で7表あります。また、公表している内容が承認されている内容と異なる集計表が2表あります。それから、調査計画上の表題と公表時の表題が異なる集計表が12あります。これにつきましては、一部変更した当時の書類等が廃棄されていて詳細が不明なものもありますが、主に大きく分けると2つ理由があります。

1つは調査結果として対象となる数が非常に少ない、または、調査対象から公表しないで欲しいとの要望により、個人情報の秘匿措置として、内部利用にとどめるということで未公表の対応としたところ。それから、2点目としては利用者ニーズや利便性を図る観点から調査計画上の集計表と異なる表題とか集計スタイルで公表してしまったこと。こういったことがあります。今後につきましては、公表する統計表につきましては、今回申請し

ております調査計画の「8 集計事項」に基づき適切に公表していくとともに、過去の未公表の集計事項のうち、可能なものについては平成 28 年度中を目途に再集計して、十分精査した上で遡及してインターネット上に公表していきたいと考えているものです。

私からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

この新しい調査事項については必要性もあり、また、回答も可能であり、それから、ほかの情報源がないという説明であり、また、集計表公表の方もきちんと行っていくというようなご説明でした。

それでは、質疑応答に入りたいと思いますが、ご質問、ご意見等がありましたら、特に委員、専門委員の皆様を中心に自由に質問等いただけたらと思います。よろしくお願いたします。どうぞ、西郷委員、お願いします。

○西郷委員 よろしいですか。新しい項目を設けるということの意義については承知しましたが、先ほどの話だと対象となる事業者は割に数が少ないようなイメージだったのですが、10 社とかそんな感じですよ。そうすると、何か調査対象、今回、調査票を配ったとしても、実際に回答してくるところの数というのは本当に 10 とかそれぐらいというイメージになる訳ですかね。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 多分、そうなると思います。

○西郷委員 ああ、そうですか。今回は調査ではないわけですが、事前に何か、あそこは多分、作っている可能性が高いとか、そういう形で調査対象をあらかじめ選別することはやはり難しい、どこでホエイパウダーを作っているかということ事前に捉えるということは、調査してみないと分からないという感じになるのでしょうか。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 おおよその予測はつきますが、ただ、今後、そういうものを新たに扱うようになるとか、どの時点で扱うこととなるかということは分からないので、我々としては調査票を常に渡しておいて、もし扱った場合にはきちんと書いていただくというような形。今の時点ではあまり多くはないのですが、場合によっては取り扱うようになる可能性もないとも限りませんし、実質的にこの T P P の関係で輸入量が増えるということも考えると、当然、増えてくるということもないとは限りませんので、一応、全部常々確認した方が良いかなと思っております。

○西郷委員 あと、回答者の数が余りにも少ないと、先ほど少し話が出ていましたが、秘

匿の対象になりやすいという欠点もある気がするのですね。せっかく調べたことは良いが、公表できないという危険というか、可能性というものは、今回のこの新しい項目については発生し得るのでしょうか。集計表がどれぐらいの細かさで集計されるのかということにも関係する問題なのですぐ今は分からないのですが。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 この部分については全国計で公表するという事を考えております。

○西郷委員 はい。分かりました。

○川崎部会長 ありがとうございます。

実は私もその点、尋ねてみたかったのですが、念のためもう1つ、その関連で尋ねると、先ほど10社程度とかおっしゃいましたが、社というのと工場の事業所というものは数は同じではないのか、又は同じなのか。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 工場のことです。

○川崎部会長 全く同じなのですか。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 同じです。

○川崎部会長 なるほど、そうですか。分かりました。では、かなり難しいですね。それは地域的にはかなり分散している訳でしょうか。1県に1工場ぐらいでしょうか。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 大きい工場が中心だと思いますが、その大きい工場がどこにあるのかまで確認していません。

○川崎部会長 それでは、地域別まで表章すると、特に問題が出やすいということが考えられる訳ですね。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 はい。全国一本で十分だとは思いますが、これの使うことの理由としてはですね。

○川崎部会長 はい。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、前田専務理事。

○前田Jミルク専務理事 今の話に関連して、実際、ホエイパウダーはチーズを生産する工場で、かつ、かなり大きな工場でないと、いわゆる副産物として出てきたものをパウダーにする訳ですので、製造しない場合が多く、小さな工場はホエイパウダーを製造しない。したがって、ホエイパウダーを製造する工場は主に北海道というように限定されるのではないかと思います。ただ、在庫については、この論点の中にも記載されているように、脱脂粉乳との競合性があります。最近、脱脂粉乳そのものも実は不足しておりまして、結果

として大手の乳業メーカーさんは脱脂粉乳も、チーズも作っていますので、水溶液から作ったホエイパウダーを社内で脱脂粉乳と代替することが可能になります。

しかし、脱脂粉乳は先ほど話がありましたように特に乳業者では乳飲料、例えばコーヒー牛乳とか、あるいは白物乳飲料という牛乳ではない白い牛乳タイプのもの、こういうものに恐らく年間ベースで1万5,000トンくらいは既に使われておりますが、そのうちの半分くらいが今は輸入物というように考えられます。したがって、チーズを生産していない比較的小さな乳業メーカー、都府県の乳業メーカーさんは輸入物のホエイパウダーを在庫として持っているということになりますので、生産量の調査は限られた工場に限定される可能性はありますが、在庫量の調査はかなり幅広く、恐らく今後これは増えていくだろうと思われまますので、そうした在庫量を調査していただくことがセーフティネットの施策を考える上で重要な情報だと思われまます。

なお、先ほどの発言を補足することにもなりますが、脱脂粉乳、先ほど脱脂濃縮乳の話をしました。脱脂濃縮乳は脱脂粉乳にするか、脱脂濃縮乳にするかというふうに分かれる訳です。脱脂粉乳は完全に濃縮して乾燥させます。脱脂濃縮乳は液体の状態です。約2割くらいの歩留りを持つ訳です。論理的には今日議論があったホエイパウダーと脱脂粉乳の代替性が問題になるとすれば、同じようにホエイパウダーと脱脂濃縮乳の代替性も問題になってくる訳で、そういう観点からも先ほど発言しました。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

今のような話はなかなか、この分野の専門知識のない者には分からなかったですが、そういうことも大事なポイントかと思ひます。そういう意味では、ホエイの方の在庫も大事だという話かと思ひますが、その点は調査されるし、また統計も出てくるということで、地域別かどうかは別として、それは出される訳です。そういう意味では問題はないかと思ひますが。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 ホエイはもちろん在庫も。

○川崎部会長 ホエイの方はですね。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 はい。

○川崎部会長 それから、先ほどの脱脂粉乳、脱脂濃縮乳については、また引き続き検討ということとさせていただきますと思ひます。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長　そうですね。私どもの方から畜産部の方に今回の前田先生の話は当然しっかりと伝えますし、我々からすると、例えば1つの県とか、市町村とか、業界から直接言われてもなかなか対応できない。施策として、国としてやるような形にならなければいけないので、前田先生の方からも畜産部の方に重要性をしっかりと行っていただいて、我々からも言うておきますので、それで利活用がしっかりできてくれば、また改めてそこは対応するということになると思います。

○川崎部会長　ありがとうございました。

ほかに意見ありますでしょうか、審議協力者の方々も含めましていかがでしょうか。どうぞ。

○納口専門委員　1つ教えてください。たんぱく質含有量が25パーセント未満と25パーセントから45パーセントまでのホエイについて、在庫量を調査するということなのですが、一番たんぱく質含有量が高い45パーセント以上のホエイパウダーについてはセーフガードの措置がないから、これについては調査しないということになりますのでしょうか。もしそうだとすると、いろいろなものを混ぜたりすると何か濃縮含量が調節できるような気もするのですが、そういう懸念はないのでしょうか。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長　すみません、ホエイパウダートータルも把握するので。

○納口専門委員　そうなのですね。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長　差し引きすると45パーセントのものも出るといった形になります。

○納口専門委員　分かりました。ありがとうございました。

○川崎部会長　そういう懸念も確かにありますが、大丈夫だということのようですね。ありがとうございました。

ほかには、いかがでしょうか。それでは、いろいろ丁寧な説明と、また審議いただきましたが、一旦ここでこれまでの審議を整理させていただきます。この牛乳乳製品統計調査の変更につきましては、おおむね妥当ということと理解しましたが、先ほど付随して出てまいりました脱脂粉乳、あるいは脱脂濃縮乳のところの扱いについては引き続き検討ということで、また次回に持ち越して検討させていただきたいと思います。そのようなことで了承いただけますでしょうか。

それでは、以上をもちまして牛乳乳製品統計調査の変更についての審議をここで一旦終

了させていただきたいと思います。あと 10 分ありますが、時間の有効利用のため、もう少しだけこの先お付き合いいただいて、農業経営統計調査の前半部分だけでも少し入らせていただきたいと思います。区切りが悪いと 18 時を少し過ぎるかもしれませんが、よろしゅうございますか。では、恐縮ですが、よろしくお願いします。

それでは、引き続きまして、政策統括官室の方から農業経営統計調査の変更につきまして、説明をお願いしたいと思います。この機会に農林水産省の担当の方々、入れ替わられましたので、皆様、恐縮ですが、自己紹介をお願いしたいと思います。3 名の方がお替わりになりました。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省の統計部経営・構造統計課長の岩濱と申します。よろしくお願いします。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 同じく経営・構造統計課の青山と申します。よろしくお願いします。

○関農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 同じく関と申します。よろしくお願いします。

○川崎部会長 ありがとうございます。では、遅い時間になりましたが、引き続きまして、今度は政策統括官室の方から論点についての説明をお願いしたいと思います。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、資料 4-1 の審査メモの 6 ページを御覧いただければと思います。1 の農業経営統計調査の変更のところです。まず、(1) の調査対象の範囲の変更についてです。本調査は従前、個別経営体、組織法人経営体及び任意組織経営体を調査対象の属性的範囲としておりましたが、任意組織経営体に係る統計ニーズが低下していることから、調査対象の属性的範囲から削除すること、そして、これに伴い調査票のうち、「経営台帳（任意組織経営体用）」を廃止することについてです。

これについての審査状況です。現在は任意組織経営体のうち、集落営農による水田作のみを調査対象としている中で、近年、組織法人経営体数は増加している一方、任意組織経営体数は減少していること。平成 27 年集落営農実態調査結果によると、今後も組織法人経営体数は増加し、任意組織経営体数は減少することが想定されること。また、食料・農業・農村基本計画等においても、農業経営体の法人化を推進することとされており、任意組織経営体のモデルは作成されていないといった状況が見られます。こういったことを踏まえて、今回、調査から集落営農による水田作を調査対象から外すこととしているため、

調査対象の属性的範囲から任意組織経営体を削除するものです。

これにつきましては、統計ニーズの低下した調査票を廃止するものであり、おおむね適当であると考えますが、調査目的や利活用の観点から見て、その妥当性等について検討する必要がありますと考えており、現状の確認を含め、3つの論点を整理しております。

1点目です。個別経営体、組織法人経営体及び任意組織経営体について、それぞれの定義や行政施策上の位置付け等はどのようなものか。

2点目です。個別経営体など3つの経営体につきまして、過去の農林業センサス結果における経営体数の推移はどうなっているのか。特に削除予定の任意組織経営体の調査対象が集落営農による水田作のみであることに鑑み、水田作全体に占める3つの経営体それぞれの経営体数や作付面積等の状況はどうなっているか。また、任意組織経営体を調査対象から削除することによって調査全体のコスト削減が見込まれるのか。

3点目です。集落営農による水田作につきまして、どのような統計表を作成しているか。今後、組織法人経営体の前段階である任意組織経営体に係る統計が作成されなくなることについて、調査目的や利活用等の観点から見て支障はないか。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

時間は超過しておりますが、これについて、農林水産省の方から回答をお願いしたいと思います。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 それでは、資料4-2-②を使って説明いたします。そのほかに別紙も付けておりますので、参考にしてください。

それでは、1つ目の論点として、3つの経営体区分の定義と、施策上の位置付けという部分になります。回答の方です。農業経営統計調査は農産物の生産を行って、その販売を目的とする経営体を調査の対象としております。その若干の規定、下の(1)、(2)に書いておりますが、経営耕地面積が30アール以上の規模の農業を行っている。あるいは、その(2)にあります30アール以上だけでは拾えないような部分がありますので、これはおおむね50万円ぐらいに販売額が相当するということなのですが、露地野菜ですとか施設野菜で、それぞれの下限の面積を定めております。そういったような、これらの対象となる経営体を指摘のあった3つの経営体に区分しております。

一番下の部分になりますが、①個別経営体とは、世帯で事業を行う経営体を言います。それから、農家が法人化した形態である一戸一法人もそこには含んでおります。それから、

②組織法人経営体とは、個別経営体以外で法人化している農事組合法人、農業生産の協業を図るような法人及び会社組織による経営体、こういったものを含んでおります。それから、③任意組織経営体とは、個別経営体以外で法人化をしていない経営体のことを申します。この3つの定義はそういうふうに定めているところです。

次のページで施策上の位置付けの部分を整理しております。まず、食料・農業・農村基本計画というところを書いておりますが、これは食料・農業・農村基本法の第15条で5年ごとに変更することを定めております。直近が平成27年3月に閣議決定されているということです。それで、参考資料の別紙1に、その概要を整理しておりますので、おおむねこの説明文の中に出てくるような用語がそちらの別紙1の方に出てくるということで、後ほど確認していただければと思います。

本文に戻させていただきます。この基本計画の中で効率的かつ安定的な農業経営を育成して、こうした農業経営が農業生産の相当部分になる農業構造を確立していこうということで、認定農業者等の担い手に対して重点的な経営発展に向けた支援を実施していこうということ、経営管理の高度化などの面でメリットが多いことから農業法人の法人化を推進するということが方針として打ち出しております。ここで言う担い手ということですが、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体、あるいはそれを目指している経営体のことを言っております。

その目指している経営体とは何かということですが、①、②、③に整理しておりますが、農業経営に向けた経営改善の計画について市町村の認定を受けた認定農業者ということで、ページの一番下の※1で説明しておりますが、認定農業者とは5年後の目標やその達成に向けた取組等を記載した農業改善計画を作成し、市町村から認定を受けた者のことで、今のところ、全国で25万ぐらいの経営体があります。

それから、本文の方に戻っていただきまして、②の将来認定農業者と見込まれる認定新規就農者、それから、③に挙げておりますが、将来法人化して認定農業者となることが見込まれる集落営農ということです。この集落営農については、担い手が少ない地域における農業経営の受け皿として組織化を推進して、その後、法人化に向けての準備・調整期間と位置付けて、最終的には法人化していくということを目指しているところです。

そういった形で、下の図のところにありますますが、認定農業者、真ん中に四角がありますが、これは個人、法人、それからリースによる参入企業という形になっております。個人も法人も認定農業者になるということです。そういう形で推進していこうということです。

これらの政策的な位置付けとしては、そういった形で個人、法人というようなこと、かつ、任意組織については、その法人化をしていく過程の組織であると位置付けているということです。

次に、2番目の指摘、これらの3つの経営体の区分であります。過去3回の農林業センサス結果でどういったような状況にあるのかということです。その表にありますが、2005年、2010年、2015年のセンサスの結果を整理しております。まず、個別経営体です。個別経営体につきましては、前回、今回とマイナス16.8パーセント、マイナス18.4パーセントということになっております。ただ、内訳を見ますと、後ほどまた別の問いの中で整理されますが、大規模層の方は増加しております。それから、組織法人経営体ですが、前回、今回とやはり大きく伸びてきておまして、47.5パーセント、48.8パーセントの伸びを示している。それから、任意組織経営体ですが、前回はマイナス0.9パーセント、それから、今回が大きく減少しましてマイナス26.7パーセントといったような状況です。

次のページに移ります。次にその面積シェアがどういうふうに動いているのかということになります。表頭の方、2010年と2015年で実数として、経営体数、田面積、それから、その割合というふうに整理しています。割合で見たいと思います。個別経営体、2010年のときに85.3パーセント、2015年では81.2パーセントということでマイナス4.1パーセント。それから、組織法人経営体は6.0パーセントと11.3パーセントということでプラス5.3パーセント。それから、任意組織経営体の方は8.7パーセントと7.6パーセントということでマイナス1.2パーセントという状況が見られます。

その表の下の方になりますが、任意組織経営体を調査対象から削除することによって、まず、客体の調査負担が軽減されるということ。それから、取りまとめ・審査に係る職員の労力の軽減が図られるということ。また、その軽減された職員労力の部分につきましては、今回、新たに把握したいと計画しております組織法人経営体の生産費に充当していきたいと考えているところです。

それから、3番目の指摘ですが、任意組織経営体結果に係る統計表がどういうものか。それから、作成しないことによる支障に関してという部分になります。樹形図のような形で整理しております。この任意組織の水田作ということになりますが、集落営農の水田作経営について稲作部門のある経営、あるいは水田の中で麦、大豆も作っておまして、麦類作部門のある経営、それから、豆類作部門のある経営ということで、稲作部門のある経営については、水田作の作付延面積規模階層別の統計、あるいは稲作の作付面積の規模階

層別の統計を整理しております。

それで、作成しない場合の支障という部分になりますが、先ほどもありました基本計画の中で農業経営モデルというものを設定しております、将来的にそういった経営の姿を示すことによって、そこを目指していくということですが、その中では任意組織経営体のモデルは作成しておりません。これは当然、先ほども申し上げましたが、組織経営体、任意組織経営体につきましては法人化に向けての準備・調整期間と位置付けておまして、最終的には法人のモデルを定めておりますので、そういったところで見えていただくというふうに考えているところです。したがって、利用部局への照会をしておりますが、今回、継続要望する意見はなくて、特段の支障はないと考えているところです。

更に少し申し上げますと、今後は、何も任意組織について調査しないのかということですが、現在も実施しております集落営農実態調査の中で、経営の形態ですとか構成員、従業員、経営規模、活動内容、あるいは収支の共同経理の状況等把握しておりますので、引き続きここで任意組織の状況については把握していきたいと考えているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、時間の許す範囲で少し質疑応答させていただけたらと思います。どなたでもご質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

では、私から、お尋ねしますが、任意組織経営体というものは、だんだん減ってきているとのこと。これは、組織経営体の特別な形でもあり、移行過程でもあるということで、これが調査対象から外されるということは一定の理屈があるなと感じています。その上で、この資料の5ページ目のところの最後の方に集落営農実態調査により、この実態については把握していきますということが記載してある。そういう意味でも、この部分が対象から外れても、こちらの調査で情報が集まるということでデータ把握という点では良いのだらうと思うのですが、この調査は大体どれぐらいの周期で行われて、また、その調査内容について、この農業経営統計調査とどれぐらい共通性があるのかということを少し教えていただきたいと思います。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 集落営農実態調査の方になりますが、これは年1回の調査になります。一般統計調査として実施しております。市町村を調査対象とし、その市町村に存在する集落営農について整理していただいているという形です。集落営農に直接調査票を渡して回答していただくという形ではございません。市町村

の方でいろいろな詳細な事項について整理していただいているという状況です。経済収支関係の項目については把握してはいないのですが、収支の共同経理の状況ですとか、そういったものはきちんとどうなされているかというようなことは把握しております。それから、事業の内容として、どういった事業に取り組んでいるか、あるいは私どもの事業の関連でどういったものを利用しているかとか、そういったようなことなども把握しております。それから、構成員の状況ですとか、あるいは雇用の状況ですとか、そういったようなものも把握していますので、重複する部分はあります。

ただ、詳細な収入が幾らになってというようなところ、あるいは経費として、どれだけかけているというようなところになると、そういったところまでは把握していない。その法人化しているところでそれを把握してまいりますので、こちらの方では、ある程度その数的な動向ですとか、そういったことが今後も把握していければ、もしも何か一部のこういった経営体で違う経営体のものが出てくるとか、そういったことになってくれば、そういったものがまた増えていくような状況がまた生まれてくるとかあれば、この調査の中で経営状況を調査していくということもあるかもしれないのですが、今のところはそういう方向にはないという状況で判断していますので、今回、こういう形にしたいということです。

○川崎部会長 ありがとうございます。

つまり、私なりの受け止め方としては、要するに、任意組織経営体については、どれだけ存在するのかとか、規模的にどれぐらいのものかとか、外形的なものがある程度その調査で把握できる。経営の中身までは分からないが、そこは今の政策上のニーズはあまりないから、こちらの一般統計調査の方でカバーすれば十分であろうというのが今の判断ということですね。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい。

○川崎部会長 はい、分かりました。

ほかにはご意見、ご質問等ありますでしょうか。お願いします。

○岸本専門委員 ここで質問して良いことなのか迷うところですが、お聞きしたいと思います。まず、ここで言っている任意組織経営体の廃止については問題ないだろうと思っています。1ページ目の下の方に個別経営体、組織法人経営体、任意組織経営体と3つの区分の説明を入れていただいているのですが、個別経営体で一戸一法人を含むという記載があります。これは私ども自身が統計を作っている中で、会社経営であれば、組織経営体と

して集計しています。ここで言う一戸一法人と組織法人経営体の境目について伺います。一戸一法人でも雇用が発生していて、外形的にも普通の組織経営体とほぼ同じだというように見えるケースなどもあるのですが、これについてはどんな区分けをされているのか教えていただければと思います。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 これは基本的には農林業センサスと同じ整理としていまして、センサスの個別経営体のところで一戸一法人を含むという形で整理していますので、その母集団で整理がされているということなのですが、ただ、経営調査として今後どう見ていくのかということになってきますと、あくまでセンサスの方で整理されていくということも時系列の問題もあって良いかもしれないのですが、経営調査としては将来的に個別経営体と組織法人経営体をどのように整理していくのかということは、検討が必要だと思っています。今回は持ち出しておりませんが、この先の話としては、そういったことも含めた設計の中に反映していくとか、そういったようなことも頭の中に置いておく必要があるということは認識しております。

○岸本専門委員 ありがとうございます。

○川崎部会長 良いですか。ありがとうございました。

ほかには、いかがでしょうか。どうぞ、納口委員。

○納口専門委員 農業経営統計調査は、生産費を計算する部分と、それから、いわゆる農家経済、農家所得であるとか、経営体としての中身を見るというところの2つあると思うのですが、この任意組織経営体については今までサンプルでとった場合、この両者のうちの生産費のところだけに使っていたのか、それとも農家経済、いわゆる以前の農家経済調査に該当するところの集計も行っていたのかということをご教えてください。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 これは、調査の概要を説明していませんが、農業経営統計調査は営農類型別経営統計という形で1年間の収支を把握するもの、もう一方で生産費統計調査といって、ある特定の農産物について単位当たりの生産に係る費用を把握するという、2つの調査から構成しております。今、指摘のあった任意組織経営体に関しては、経営収支を把握するという形だけで、生産費の方は実施しておりません。

○納口専門委員 ああ、そうなのですか。

○川崎部会長 よろしいですか。いかがでしょうか。

○納口専門委員 任意組織経営体なので経営収支を把握して、収益が出ればそれをメンバ

一が分けてしまって、1年間の終わりにはゼロにする、そういうような形なのですね。形としては恐らく。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 そうです。まだ個人に振り分けるところまでは、整理していないという形です。

○納口専門委員 はい。統計としては、そこまでは必要ないということですね。多分、実態としては任意組織なので、次年度に利益を持ち越すことは基本的にはできないので、みんなに分けようというのが税制的にはルールに則った形なのかなと思います。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい。

○川崎部会長 ほかには、いかがでしょうか。よろしいですか、どうぞ。

○小針専門委員 説明、ありがとうございました。先ほどの岸本委員の発言にも関連するところなのですが、基本的に今回、任意組織経営体を外すということ自体は、それはそれでいろいろな事情の下、良いと思うのですが、これを機会に組織法人経営体の中身もかなり変わってきていて、ここの説明のところには会社組織というようにありますが、今、実際の参入ではNPO法人があったりだとか、経営体そのものの形態も変わっているというところがあります。今回、この形で個別経営体と組織法人経営体という2つに、いわゆる世帯なり家族なりというところが中心というものと、それ以外にと区分をしていると思いますが、それだけで、実態をつかみきれぬのか、経営統計としてどのように整理するのかということを今後の検討課題として頭に置いていただければなと思います。

○川崎部会長 何かありますか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい、認識させていただきます。

○川崎部会長 ほかには、いかがでしょうか。いろいろと意見をいただき、ありがとうございました。それでは、とりあえず、ここまでのところで整理させていただきますと、この任意組織経営体を調査対象の範囲から削除するということについては、おおむね皆様、ご了解をいただけたものと思います。今、そのほかに若干、調査対象の範囲、あるいはその扱いに関しましていろいろ意見、要望等が出ておりますが、それについては、また農林水産省の方で留意いただいて、今後、適切な折に対応していただくということをしていただきたいと思います。

それでは、かなり駆け足で、また時間も超過してしまいましたが、本日の審議はここまでとさせていただきます、この後の事項については次回に譲らせていただきたいと思います。それでは、次回のことにつきまして、事務局の方から案内いただけますでしょうか。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会は再来週になりますが、5月30日、月曜日の16時から、本日と同じこちらの会議室で開催します。本日の配布資料につきましては、次回以降の部会におきましても審議資料として利用しますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

なお、委員、専門委員の皆様におかれましては、もし荷物になるようであれば、その資料を席上に置いたまま退室いただければ、事務局の方で保管の上、次回部会において用意いたします。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 それでは、長時間にわたりまして、熱心な審議、また、丁寧な質疑応答、説明、ありがとうございました。これで本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。